令和元年度　公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R1.9.30	R1.10.8	平成31年度沢又復旧治山工事	58	1															産業労働局森林事務所
2	R1.9.12	R1.10.17	・林地台帳原案 （平成29年11月2日現在） ・林地台帳地図原案 （平成29年11月2日現在）	4160	1															産業労働局農林水産部森林課
3	R1.8.19	R1.10.18	・東京国際展示場の拡張規模に関する調査委託報告書 ・平成29年度都心型MICE機能の必要性に関する調査 （報告書・起案文書）	354		1					1	1		1	1					（第７条第２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため （第７条第３号）法人の経営方針又は経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため また、調査受託事業者の調査手法等のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （第７条第５号）現在、都の内部において検討中の情報であって、未成熟な情報を公にすることにより、誤解や憶測を招き、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため （第７条第６号）ヒアリング調査に基づく情報であって、通常公にされるものではない。このような情報が公にされることにより、当該法人がヒアリング調査等に協力することを躊躇し、都が事業の検討に際し正確な情報を把握することができなくなるほか、今後の調査委託業務に当たり法人等から協力が得られなくなるなど、事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため また、契約に関する情報であって、公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼし、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため	産業労働局商工部調整課
4	R1.10.8	R1.10.21	○○に係る直近の以下の書類 ① 更新登録申請書及び添付書類のうち社内規則の中身及び履歴事項全部証明書を除いたもの（平成28年提出分）。 ② 変更届出書及び添付書類一式（平成30年提出分）。	82		1					1	1	1		1					（第７条２号）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （第７条第３号）法人の株式情報に関わることであり、公にすることにより当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため また、会社運営の規則を定めたものであり、公にすることにより当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （第７条第４号）偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため （第７条第６号）公開することを前提として徴求していない取締役会の議事録の記載内容を公にすることにより、今後貸金業者が各種書類の提出を躊躇する恐れがある。このことにより貸金業者の実態把握、指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	産業労働局金融部貸金業対策課
5	R1.10.9	R1.10.23	10月７日付日本経済新聞において、豊洲市場の「水産取扱量は想定の5割」と報道されたことに関し、東京都(とくに産業労働局)において、豊洲市場の取扱量を増加させ、業者の営業の継続をはかる施策について、当該施策の内容ならびに施策の決定に至る意思決定プロセスが分かる、一切の書面及び図面ならびに電磁的記録。 たとえば、産業労働局における「水産取扱業者への助成もしくは振興策に関する起案原義、検討メモ・議事録、水産取扱量減少に関する業者の要望・申し入れの内容とそれに対する都の回答、業者団体または業者との面談・面会記録・議事録もしくはメモ、等					1												産業労働局では、当該施策を実施しておらず、また、請求にかかる文書を作成または取得していないことから、存在しないため	産業労働局総務部総務課